

令和5年11月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和5年11月22日（水）午後2時00分から午後3時26分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮崎美和、篠原智文、石山貴子

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育企画課長 白水哲也、教育副部長兼生涯学習文化財課長 坂口政江、教育総務課長 森徳雄、学校教育課長 栗本洋二、学校支援課長 古場真由美、学校給食課長 岡田和幸、近代図書館長 藤井浩司、浜玉市民センター産業・教育課長 山本功、厳木市民センター産業・教育課長 百武謙吾、相知市民センター産業・教育課長 田口貴広、北波多市民センター産業・教育課長 大石紳太郎、肥前市民センター産業・教育課長 川口徹、鎮西市民センター産業・教育課長 濱口和彦、呼子市民センター産業・教育課長 藤松光彦、七山市民センター産業・教育課長 渡辺幸千、教育総務課係長 竹下慎也、教育総務課職員 原周平

4 議 題

(1) 議案

議案第61号 唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について

【原案どおり可決】

議案第 6 2 号 学校現場の業務改善計画の改定について

【原案どおり可決】

議案第 6 3 号 唐津市星賀わんぱくハウスの廃止について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書について

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定について

学校給食費の公会計化に伴う事務の執行について

公会計化に伴う学校給食費の諮問について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・令和 5 年秋の教育長表彰について
- ・共催及び後援について
- ・教育委員会行事予定

③ その他

- ・令和 6 年二十歳の祝典について

【定例会】

午後2時00分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として篠原委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

お揃いですので、11月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案に入ります。

議案第61号について、事務局お願ひします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集第1の1ページをお願ひします。

議案第61号 唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見についてでございます。

提案理由でございますが、国及び佐賀県の給与改定に準じて教育長の期末手当を改定するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたものでございます。

2ページから21ページまでが人事課が市議会へ上程する予定の唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例の資料でございますが、改正の理由としまして、人事院勧告等に準じまして改正されるものです。

4ページをお願ひします。

枠内に現行、令和5年度（改正後）、令和6年度以降の期末手当の支給月数を記載しております。現行は年間3.3月でございますが、今回、0.1月分の引上げが行われ、3.4月となり、令和5年度の改正は1.2月分を1.75月とし、また、令和6年度以降は6月、1.2月分をそれぞれ1.7月に改正されるものです。

9ページと10ページにそれぞれの新旧対照表がございます。

施行期日は公布の日からとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第61号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

人事院の勧告に準じるということですので、よいかと思えます。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第61号については御承認をいただきました。ありがとうございます。

議案第62号について、事務局お願いします。

○学校教育課長（栗本洋二君）

学校教育課です。ページ数でいきますと、22ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第62号 学校現場の業務改善計画の改定についてでございます。

提案理由は、前回の改定から3年が経過いたしまして、その成果や課題を踏まえ、学校現場の業務改善について、より実効性のあるものとするため、学校現場の業務改善計画を改定するものでございます。

平成30年度に策定をいたしまして、3年ごとの見直しを行ってきたところでございます。

23ページからカラー刷りであれば、赤字のところの中で少し触れながら御説明させていただきます。

まず23ページ、目標というところで2点、主立ったところを書いております。

1点目は、目標、四角囲みの中の2行目、令和5年度から令和7年度までの3年間というところで目指すことにしておりますところ、また、その次の丸の後半ですけれども、月間平均時間外在校等時間数、これまで時間外勤務ないし

勤務時間と言っていたところを在校等時間という表現に改めております。これは国がガイドラインの中で示した表現に合わせたものでございますが、この在校等時間ということにつきましては、教員の特殊性というところもございまして、校内での勤務に加えまして校外での勤務まで合わせて在校等時間と呼ぶものでございます。校外での勤務というところについては、例えば、職務として行う研修、それから、児童・生徒の引率等の行事、こういったものを想定しているところでございます。

それから、23ページに戻りますけれども、こういった「時間外在校等時間数を月45時間以下とする」以降ですけれども、「だけでなく、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0を目指す。」というところを加えております。

次に、24ページを御覧ください。

この目標達成に向けた具体的な取組を市教委側、学校側から整理したものでございます。

1つ目、(1)長時間労働の解消という欄では、市教委が行う取組の④番、ここを8月12日から16日の学校閉庁日ということに変更しております。以前は13日から15日ということで、拡充ということで改めております。

それから、その下の(2)業務改善と環境整備に向けた取組というところにおいては、③番、生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加えて教員業務支援員という方を今配置しております。こちらは、これまでスクール・サポート・スタッフということで消毒業務を主にしている方がおりましたけれども、こちらがなくなった代わりに教員の業務を軽減するために事務仕事の補助であったり、簡単な採点業務等を想定した方、一定の学校規模以上の学校に配置をしているという方ですが、この文言を加えております。

それから、その下、(3)より適正な部活動のあり方ということでは、25ページになりますけれども、③番を加えております。「部活動において、休日を中心に活動の主体を地域に移行すべく関係部局と連携し、取組を進める。」ということで、既に今年度も会議を関係の方と開いておりますけれども、アン

ケートを今年度中にとるということについての意見をいただいたということにしております。

以上、主立ったところだけを触れさせていただきましたけれども、これ以降につきましては新旧対照表ということになっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第62号について質問や御意見はございませんか。はい、どうぞ。

○教育委員（宮崎美和君）

この3年間、本当に先生方にとって随分働く環境が変わって、いい方向で変わってきているなど私たちもちょっと子どもを通して思っていて、部活動に関しても当たり前のように土日出てもらったりとか残業を増やすような業務だったのを、親も当たり前のようになっていたのをだんだん地域に移行していく動きになっているんですけど、この「移行すべく関係部局」とあるところの関係部局はどちらになりますか。

○教育長（栗原宣康君）

では、事務局。

○学校教育課長（栗本洋二君）

スポーツ関係の部局の職員の方、それから保護者代表の方、それから、学校代表も運動部活動の代表の方と文科系の部活動の代表の方、校長先生ですけれども、こういった方々を集めて会議を開いたところでございます。

以上です。

○教育委員（宮崎美和君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにご覧いただけますか。

○教育委員（石山貴子君）

関連していいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（石山貴子君）

先ほどの部活動の件ですけれども、「より適正な部活動の運営を図る」とあります。適正でない点はどういったところでしょうか。

○学校教育課長（栗本洋二君）

まず、休業日等の設定については、組織的に県ぐるみ、市ぐるみで進めてまいりましたけれども、今、国の大きな方向性として部活動を学校から地域に移していこうという動きがございます。まずは土日から、休日から移行を進めようというまだ途中にありまして、その先、地域移行ということを理想という意味でそういった表現になっているところがございます。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

23ページの目標の中で、月45時間以下ということが目標に掲げてありますけど、これは昨年度、データがないかもしれないですけど、大体把握されている分、この45時間以下というのは昨年度でもオーバーする職員というのはかなりいたんですかね。教頭職とか、熱心に部活動をするとはこれは超えそうな数字かなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○学校教育課長（栗本洋二君）

まず、平均としては30時間台、38時間、39時間台といったところに年々、数時間ずつですけれども、減ってきておりますけれども、やはりおっしゃっていただいた教頭職であったり、様々、主任クラスがオーバーをしているという実態はいまだございます。

中でも、実は100時間を超えるということは望ましくないことではあるんですけども、年度末の3月だったり、4月の当初には若干名の、1名から2名等の職員がございましたことから、そこをまずはなくしていこうという目標を立てたところがございます。

以上です。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませつか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第62号については御承認をいただきました。

議案第63号について、事務局お願いします。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

肥前市民センター産業・教育課でございます。議案集第1の29ページを御覧ください。

議案第63号 唐津市星賀わんぱくハウスの廃止についてでございます。

提案理由でございますが、令和5年9月の定例教育委員会にて協議を行った唐津市星賀わんぱくハウスの今後の方針についてに基づきまして、唐津市星賀わんぱくハウスの廃止を令和6年3月31日とするものでございます。

30ページを御覧ください。

唐津市星賀わんぱくハウスの今後の方針についてでございます。

内容を簡単に説明しますと、平成16年7月に地域住民の社会教育活動等の増進を図り、豊かな活力あるまちづくりを推進するための施設として開設された星賀わんぱくハウスでございますが、現在、研修棟が老朽化の影響から天井の落下や雨漏り等がございます。また、必要な設備もなく、安心・安全に利用できる状態ではないため、3月31日をもって廃止とさせていただくものでございます。

32ページに地図、33ページに平面図、34ページに現在の星賀わんぱくハウス条例を載せております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第63号について質問や御意見はございませつか。

○教育委員（篠原智文君）

建物については老朽化で最終的に取り壊すということですが、グラウンドゴ

ルフで運動場は今後も使うということは、例えば、草刈りとかは市が管理をずっと続けられるんですか。

○肥前市民センター産業・教育課長（川口 徹君）

草刈り等については、グラウンドを使用されているはまゆう会というグループのほうがされることになっております。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほか、ありませんか。

議案第63号、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第63号については御承認をいただきました。

では、協議事項に入ります。

学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育企画課長（白水哲也君）

教育企画課でございます。議案集第1の37ページをお願いいたします。

協議事項1、学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書についてでございます。

本件につきましては、8月23日開催の令和5年度第1回唐津市総合教育会議におきまして、子育て支援に係る福祉と教育の連携を議題とし、教育委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。

1、概要でございます。

学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの円滑な運営を図るため、唐津市と唐津市教育委員会において協定書を締結するに当たり、御意見を求めるものでございます。

2番の主な内容でございます。

新・放課後子ども総合プランにおきまして、放課後児童クラブの整備につい

ては学校施設を徹底的に活用することとされておりまして、唐津市の公共施設再配置計画では、「新たな施設整備は最小限に留め、余裕教室等の活用を進めるなど適正規模での配置とする」こととされております。今回、保健福祉部と教育委員会で協定書を策定することで、保健福祉部、教育委員会、学校による共通理解や情報共有を図るものでございます。

38ページをお願いいたします。協定書の案でございます。

第1条では、基本的合意内容としまして、「児童クラブの運営等に当たっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。」という考えを示しております。

第3条と第4条では、学校施設を児童クラブとして使用しなくなった際に市が原状回復するという点について触れております。

第6条では、詳細な取決めとしまして、「学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書に基づく確認事項」を別途定めるとしておりまして、こちらについては39ページから40ページにかけて掲載をしておるところでございます。

こちらは申合せ事項といたしまして、施設の区分・管理について、事故等に係る責任の範囲について、災害等が発生した場合の対応について、光熱費の負担について、駐車場の使用についてなどを示しておるところでございます。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

学校施設を活用しました放課後児童クラブの運営に係る協定書について、質問や御意見はございませんか。どうぞ。

○教育委員（宮崎美和君）

実際、空き教室に余裕がないと駄目ですよ。

○教育長（栗原宣康君）

そうですね。はい、どうぞ、事務局。

○教育副部長兼教育企画課長（白水哲也君）

余裕教室があるなしというところを見させてもらいながら、学校のほうとも協議をさせてもらって、今使われていらっしゃる教室があった中で、例えば、

放課後だけでもちょっと時間貸しと申しますか、そういったことも含めて、どうしても子どもたちが定員からあぶれるというか、そういったことが見込める際とかには、まずは現地を見させていただきながら御相談をするというところでの申合せを今回明文化させていただいたというところでもあります。

○教育部長（中山 誠君）

補足をよろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育部長（中山 誠君）

この協定を結んだ背景なんですけれども、学校のほうはきつきつな学校もあれば、ある程度、明らかに余裕、全く使っていない部屋がある学校というのもございます。全く使っていない部屋がある学校というのは非常に分かりやすいんですけれども、例えば、何かのときに極端な話、何か月かに1回は使うんだよとか、そういったところで各学校長とお話をするとき、学校長によって認識の差異があるんですね。年1ぐらいだからほかの部屋で使えるよね、じゃ、ここを貸してもいいよとおっしゃっていただく場合もあれば、いや、年1であろうが何だろうが使うんだから貸せないよというところもございます。それで非常に苦慮していたという面がございます。福祉のほうも非常に苦慮していました。

ですので、これを明確に約束事で——1つは、学校のほうでも不安というのがあったんです。というのが、1回貸しちゃうと何が何でも児童クラブがどんどん占用というかな、既得権みたいに考えてされるケースもあると。時間貸しというものが進まなかった背景にはそういったところがございます。特別教室とかで、要は放課後は空いているわけですよ。そこを時間貸しすると、児童クラブのものを置いたりとか、原状復旧して次の朝には使えるようにしてねと言ってもなかなかそれができていないようなケースもあって、学校のほうとしても敬遠があったんですね。ですので、協定を結ぶことによって、学校のほうには、こういった決まりをちゃんと結んでいるんだから市として使うことを積極的に進めていくよという意思表示をしいの、この次につけている、39、40ペー

ジにございます確認事項、こういったところで明確に責任区分とか、そういったものを決めることで、今度は学校側の使用に当たっての御不安というものを約束によってちょっと解消するという目的があります。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

実際は児童クラブが始まった時間に5・6年生はまだ授業があっているというようなことがあって、部屋の配置場所によっても様々学校で条件が違うんですけども、まずは施設が可能な限り、児童クラブを学校施設を利用してやりましょうということの大ベースにした上で検討しようというところで、今、部長が説明したようなことでこの協定書を掲げることにしたところです。やっぱり学校施設によって状況はまちまちですね。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次のほうに参りたいと思います。

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定について、事務局お願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。41ページをお願いします。

協議事項2、唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画の策定についてでございます。

概要でございますが、令和6年度から令和9年度にかけまして、唐津市小・中学校、今回18校でございます——の児童・生徒用のトイレの洋式化を行いまして、児童・生徒が安心・安全で快適に利用できるように整備計画を策定するものでございます。

43ページをお願いします。

2、トイレ洋式化に係る今後の方針及び整備計画につきまして御説明します。

(1) トイレ洋式化の優先順位でございますが、1番目に、令和5年10月時点で小・中学校から要望があった学校で、そのうち小学校から中学校の順に整備を行います。

2番目に、今後、当分の間、個別施設計画に基づく改築工事及び大規模改造工事を行う計画がない学校の整備を行います。ただし、改築工事及び大規模改造工事を行う計画がある学校で、上記①で要望があった学校につきましては必要最小限度で整備を行います。

3番目に、改築工事及び大規模改造工事が完了している学校におきまして、トイレの洋式化率が低い学校の整備を行います。

(2) 屋外便所と現在洋式便器が充足しております離島の小・中学校につきましては、本計画の対象といたしません。ただし、屋外便所につきましては、学校等の改築工事及び大規模改造工事を行う際に併せて整備を行います。

(3) 改築工事及び大規模改造工事を行う計画があります学校、屋内運動場を含みますが——につきましては、当該工事の際に唐津市小中学校施設整備ガイドラインに沿って整備を行います。

(4) 今後の社会情勢の変化及び学校へのヒアリング等によりまして、本計画について変更すべき箇所が生じた場合は協議を行いまして、見直しを行ってまいります。

大きな3番、その他でございます。44ページをお願いします。

(1) 小・中学校洋式トイレ設置状況でございます。

左側に洋便器の数、真ん中に和便器の数、右側に合計を記載しておりまして、本年6月1日時点の状況でございます。

なお、加唐中学校につきましては数値がゼロとなっておりますのは、現在休校中でございますので、小学校のほうに代わって計上しております。

校舎のトイレの洋式化率でございますが、小学校が49.7%、中学校が59.6%、全体で52.9%となっております。本年度も小学校で17基、中学校で4基を洋式化することとしておりますので、小学校が51.4%、中学校が60.5%、全体で54.3%と若干率が上がってまいります。

45ページをお願いします。

(2) トイレ洋式化設置年次計画(案)でございます。

計画の期間を令和6年度から令和9年度の4か年度としておりますのは、同時期に小・中学校の特別教室に空調設備を4か年度で設置する計画がございま

すので、事業費を平準化するためでございます。

43ページにお戻りください。

便器数の設定につきましては、空気調和・衛生工学会が示しております便器の適正器具数の算定に基づきまして、各階の児童・生徒数に応じた必要数を算定し、洋便器に改修いたします。

なお、算定に当たりましては、トイレの待ち時間のレベルが90秒、60秒、30秒以内と3段階ございまして、一番時間が短い30秒で算定しており、なるべく待たなくて済むように算定しております。

(4) その他の改修でございます。

学校のトイレの状況に応じた改修を行いますため、必要に応じましてブースの改修や湿式の床を乾式に改修することなども併せて行うこととしております。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（栗原宣康君）

唐津市小中学校トイレ洋式化整備計画について、質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

時代の流れで洋式でないとできない子どもたちが実際増えているので、当然のことと思うんですが、この洋式化ということは、和式は最終的にはゼロにするんですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

数がとにかく多いので、ゼロにはならないとは思っておりますが、使わない和式便所の閉鎖、取り壊すということも考えていこうと考えております。

○教育委員（篠原智文君）

取り壊すということは、最終的には洋式のみを目指すということなんですか。

○教育総務課長（森 徳雄君）

そうです。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにございませんか。

例えば、45 ページで長松小学校が来年度、男子トイレを1基、女子トイレを2基、洋式便器にするという意味ですよ、この数。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

前のページに戻って見たら、長松小学校は洋便器が23あって、和式が63、校舎の中にあるというふうになるんですけど、その中から、今学校から要望が
あっている数がこの3基だということで見たらいいですかね。

○教育総務課長（森 徳雄君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

分かりました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、先へ参ります。

学校給食費の公会計化に伴う事務の執行について、事務局お願いします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集第1の46ページをお開きください。

令和6年からの学校給食費の公会計化に伴いまして、教育委員会事務局において学校給食費に係る事務を行うことにつきまして、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議を行うものでございます。

地方自治法第180条の2では、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の委員会または委員と協議して、地方公共団体の委員会、委員会の委員長——教育委員会に当たりましては教育長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、またはこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させること

ができると規定されているところでございます。

学校給食費に関することにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条におきまして、学校給食に関することは教育委員会の職務権限、ただし、同法第22条では、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行については市長部局の権限ということで規定されているところでございます。

今後、学校給食費の公会計化を行うにつきまして、この業務を市長部局と教育委員会で分けて行うことは現実的ではございませんので、学校給食に関する所掌事務のうち、資料46ページの下段のほうにお示ししておりますけれども、給食費の請求、徴収事務から食材購入費の支払い事務まで、この項目につきまして、教育委員会事務局職員で事務が行えるようにするために対応したいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、学校給食費の公会計化に伴う事務の執行について質問や御意見はございませんか。

現行の私会計から公会計に変わりましたら、46ページの表にある現行から令和6年度以降の下の表が、調理場と学校の担い方が変わってくるということになりますね。各学校としては、いろんな事務のほうは教育委員会が持つということになりますので、学校にとっては回りやすい話かなというふうに思います。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

予算を執行することは長の権限ということは、市長部局ということですよ。

○学校給食課長（岡田和幸君）

そうです。

○教育委員（篠原智文君）

ちょっとぴんときないのは、学校給食法で食材については保護者からお金を集めるという規定になっていて、それは、一旦収納したものを執行するのは市長部局の権限になるんですか。

○学校給食課長（岡田和幸君）

そのまま法律上でいけば、学校給食の運営等については当然教育委員会の職務権限でございますけれども、予算の執行、例えば、収納だとか支出行為という契約行為については、教育委員会の事務ではなくて市長部局の事務という形になりますので、例えば、学校給食費に関する様々な事務というのは、例えば、市長部局のどこかが担うという形にこの法律上でいけばなってくるようになります。でも、実際、現実的には学校給食費の運営その他もろもろについては、学校給食課のほうで行うのが一番適当だと考えられますので、この事務手続上でいきますとそごが出るということで、市長部局から、例えば、委任であるだとか補助執行の形で教育委員会事務局のほうに権限を下ろしてもらいたいというイメージで事務を進めさせていただきたいという意味でございます。

○教育委員（篠原智文君）

権限をこちらに移すということのあかしのための協議。

○学校給食課長（岡田和幸君）

それについて協議をすることと地方自治法に定められておりますので、今回、御協議させていただくものでございます。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、公会計化に伴う学校給食費の諮問について、事務局お願いします。

○学校給食課長（岡田和幸君）

学校給食課でございます。議案集第1の47ページをお願いいたします。

公会計化に伴う学校給食費についてでございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、令和6年度から学校給食費を公会計化することとしております。そのことに伴いまして、各給食会計において、今現在異なる給食費になっているところでございます。これを市で統一しようという

ことで今検討を進めているところでございます。

つきましては、令和6年度からの学校給食費について、唐津市学校給食運営委員会の御意見を伺いたく、唐津市学校給食運営委員会条例第2条第2号の規定に基づき諮問するものでございます。

48ページのほうをお願いしてよろしゅうございますか。

今現在、現行の学校給食費の額、資料の中段、左側のほうに書いておられますのが現行という形で、東部学校給食センターから西唐津中学校までそれぞれ金額がまちまちの状況でございます。これを令和6年度以降、1食当たりの単価を統一するという事で、小学生でいえば253円、中学生では304円に統一させていただきたいということで、意見を伺いたく、今回諮問するものでございます。

これにつきましては、これまで公会計の議論の中で、公会計を実施した後に給食費を統一するというような議会での答弁等もございましたので、それに併せて今回検討を進めるものでございます。

以上、簡単ではございますけど、説明を終わらせていただきます。御協議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長（栗原宣康君）

公会計化に伴う学校給食費の諮問について質問や御意見はございませんか。

離島のほうがこれまでセンターの給食費より高かった部分がこの表で見るとあるわけですがけれども、離島のほうもこれで何とかやっていけるという見込みについてはいかがですか。

○学校給食課長（岡田和幸君）

そうですね、離島につきましても、これまで食数が少ないがゆえに単価が高くなっている。あと食材の調達についても、これまで独自のルールでされておった関係で、食材の価格がこちらのほうに比べまして若干割高なところがございました。今度、公会計化することに伴いまして、食品の納入業者の登録制をすることで同じ業者から取ることができるということで、価格のほうも安定できるという見込みで今回統一のほうを進めるものでございます。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、協議事項が終了いたしましたので、次に報告事項に入ります。

教育長報告です。別紙A4のプリントを御覧ください。

まずは、小・中学校の研究発表が7月7日の浜崎小学校からここに挙げてと
おり、11月にかなりたくさんございまして、残りが3校となったところです。
また、学校訪問もこれまで教育委員さんにもそれぞれ御参加いただきましたけ
れども、残り2校というところになりました。

それから、教育文化祭、ここに書いておりますとおり、ほぼ昨年と同じ日程
で開催をしております、巖木が10月に先に行われましたけど、七山が2月
に展示が行われるという予定です。

それから、18日の土曜日に唐津地区校長会と唐松退職校長会の合同研修会
がございました。この中で、「退職校長が学校支援に何ができるか」というこ
とをテーマにパネルディスカッションとグループ協議が行われて、現職の校長
先生方が約20名ぐらい御参加だったかと思えますけれども、熱心に協議が行
われていて、退職校長の先生方も学校が非常に今忙しい、慌ただしい状況で、
何か力になることがあればということでとても熱心に御協議をいただいて、県
の退職校長会の会長さんがお見えでしたけれども、大変有意義な研修が行われ
ているということで喜んでいただいたところでした。そのようなことがござい
ました。

以上、教育長報告を終わります。

各課の報告事項に参ります。

令和5年度秋の教育長表彰についてお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集の49ページ、報告事項1をお願いします。

秋の教育長表彰について報告いたします。

教育長表彰は、唐津市教育委員会表彰規程に基づき年2回行っております、
秋の表彰につきましては、児童・生徒と一般の方も表彰の対象となっております

す。10月26日に教育長表彰審査会を開催、その結果を教育長に報告し、34名及び3団体を決定いたしました。

50ページをお願いいたします。

まず、一般の部でございます。教育委員部門で1名、社会教育部門で10名、文化部門で2名の方が受賞されております。

52ページをお願いします。

次に、児童・生徒の部でございます。文化部門で中学生1名、小学生1名、スポーツ部門で競技上位入賞者として中学生が8名、団体が3団体、小学生11名が受賞されております。受賞者の氏名、功績等につきましては、お手元の資料で確認をお願いいたします。

なお、表彰につきましては、児童・生徒につきましては各学校で行いまして、一般の方につきましては去る11月6日月曜日に表彰を行いました。

以上、御報告いたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、共催及び後援についてお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。55ページをお願いします。

共催及び後援につきましては、共催が1件、後援が13件、合計14件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

教育委員会の行事予定についてお願いします。

○教育総務課長（森 徳雄君）

教育総務課でございます。議案集の56ページをお願いします。

令和5年11月23日から12月27日までの主な行事予定でございます。

12月1日、湊小学校で学力向上研究会、12月4日、湊中学校で学力向上研究会がございます。

12月9日、唐津市人権フォーラムがございます。

1 2月22日、第2学期終業式でございます。

1 2月25日月曜日、令和5年度第59回教職員研究論文等表彰式並びに発表会が相知交流文化センターで開催され、教育長と教育委員さんの出席予定でございます。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

教育論文、今年は少し数が増えているような様子を伺っているところです。楽しみにしています。

その他、報告事項はありませんか。生涯学習文化財課お願いします。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

生涯学習文化財課でございます。別紙で1枚になっているんですけども、令和6年度の唐津市二十歳の祝典及び会場を載せさせていただいております。

令和6年度もこの日程で各地区ごとに二十歳の祝典を開催させていただこうと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

ここに書いてあるのは令和5年度の割り振りか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

これは今、もう話しとったがよかですかね。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

もし日程がお分かりであればお願いいたしたいと思います。

○教育長（栗原宣康君）

この間、ちょっと何かお話しだったですよ、篠原委員さん。

○教育委員（篠原智文君）

はい。北波多のほうに私が。

○教育長（栗原宣康君）

北波多に篠原委員。

○教育委員（篠原智文君）

ただ、これは、日にちは変わったんですか。6日土曜日、北波多か。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

北波多は6日土曜日の午後1時でございます。

○教育委員（篠原智文君）

そこに私がということで。

○教育長（栗原宣康君）

よかですかね。

○教育委員（篠原智文君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

6日、北波多が篠原委員さん。そして……

○教育委員（宮崎美和君）

6日、浜玉。

○教育長（栗原宣康君）

浜玉が宮崎委員さん。

相知が多分、佐伯委員さんが行かれるんだろうと思いますが、部長、巖木によかですか。

○教育部長（中山 誠君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

そして、石山委員さんが5日ですよ。

○教育委員（石山貴子君）

毎年呼子に行っているの、肥前に行ってみます。

○教育長（栗原宣康君）

はい。呼子はどなたか行かれますか。——そしたら、呼子は私が行きましょかね。七山は私行きます。7日も私行きます。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

ありがとうございます。

○教育長（栗原宣康君）

ということで、今よかですか。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

鎮西、呼子は私、肥前が石山委員さん、七山は私、浜玉は宮崎委員さん、巖木が部長、相知が佐伯委員さん、北波多が篠原委員さんで、7日が私ということです。

○教育副部長兼生涯学習文化財課長（坂口政江君）

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

ほかに報告はありますか。ないですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次回の定例教育委員会の日程でございますが、年迫る12月28日木曜日14時からここで開催させていただこうと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして11月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。